

大津圏域の相談支援事業に関する提言書

はじめに

相談支援事業は自立支援法の施行に伴い、平成 18 年から地域生活支援事業の一つとしてスタートしました。相談支援事業は、①障害のある方が地域で希望した生活を送る上で必要な相談支援を行う。と同時に②個別の相談から地域課題を見出し、地域の社会資源の改善と開発を行う役割を担っています。

大津市においても平成 18 年 10 月から市内 6 か所の事業所で委託の相談支援事業がスタート。年を追うごとに相談支援事業は福祉サービスの利用支援を中心にニーズが増加。それに伴い、平成 21 年度に 7 か所、平成 23 年度に 8 か所と委託の事業所の数を増やして、市民の相談支援に対するニーズに対応してきました。また、委託の相談支援事業所が現在のサービス等利用計画に先行してサービスを利用する時は計画作成を行ってきました。また、自立支援協議会の中に相談支援連絡会が設置して、重点課題の報告と協議、福祉施策の動向共有・相談員のスキルアップを行ってきました。

大津圏域では平成 24 年度に自立支援法の改正に伴い計画相談の対象者が拡大するのに伴い、相談支援体制の拡充のための見直しに関して検討を行いました。具体的には基幹相談支援センターを設置して、人材育成や相談支援事業所のフォローをしていくことを検討しましたが、途中で議論が中断したままになってしまいました。その結果、相談支援専門員は増えず、現状の委託相談支援事業所の職員体制では個別給付で行う計画相談と地域生活支援事業で行う障害者相談支援事業の両方を担うことは困難な状態となっています。

また、計画相談を中心に行う指定特定相談支援事業所も一定の専門知識を持った相談支援専門員を雇用するには報酬単価が低く、単独での事業運営は厳しいため、新規参入は少ない状況です。

昨年度は厚生労働省がサービス利用対象者全員にサービス等利用計画（以下、計画と略）を作成することを目標にした最終年度でもあり、大津圏域としても今年度末までにできる限りの計画作成を行うことを目標にしていました。

しかし、平成 24 年から 26 年の 3 年間の猶予があったにもかかわらず、計画作成のために相談員を増やす等の手立てを具体的に検討しないまま、平成 27 年の期限を迎えてしまいました。その結果、計画作成とモニタリングができる相談支援専門員の数が大津圏域では大幅に不足しており、計画が必要な方全員の作成を行うことはできず、今年度に関しては計画のない方は一旦行政が作成する代替プランで対応している状態です。（資料①参照）

ただ、代替プランも計画相談と同等の質が求められており、また 1 年限定の緊急的な措置で、速やかに指定特定の相談支援事業所に引き継ぐ必要があります。代替プランは行政に求められる要件が高く大津市以外では代替プランを作成している市町はほとんどない状態です。他の市町村では、指定特定相談支援事業所を増やすための基幹相談支援センターの設置や指定特定相談支援事業所の加算をつける等の取り組みをして、計画相談を進めているところもあります。

大津圏域としても来年度以降に向けて、法律でしなければならないと決められているサービス利用者全員への計画作成を達成するため、相談支援体制の拡充体制を早急に検討する必要がある状態です。

1. 提言の背景

①サービス等利用計画の作成件数の上限設定と相談員の確保

大津圏域には委託相談支援事業所 8 か所、指定特定事業所 4 か所現在設置されています。サービス等利用計画の作成対象者が 2200 人近くいますが、計画を作成できる相談支援専門員は 23 人しかいない状況（資料②）で、一人あたり単純計算で 100 人の計画を作成する必要があります。しかし、委託の相談支援事業

所の相談員はサービス等利用計画の作成だけをしているわけではなく、サービス利用とは別の一般的な相談等の対応もしています。そうすると 100 人近いサービス等利用計画の作成を行うことは困難です。また、サービス等利用計画の質を考えたときも相談員一人あたりが持つ人数は 50 人以下にしないと、アセスメントやモニタリングを丁寧に行うことは困難です。

他の自治体では相談員一人あたりの計画作成の対応件数や人数を設定したうえで、必要な相談員の人数確保や事業所の設置をしているところもあります。大津圏域も相談員一人あたりの作成件数や人数を設定した上で、確保に向けた取り組みを行う必要があります。

②指定特定相談支援事業所の参入

計画相談の報酬単価は特定事業所加算が新設されるなら改善もありましたが、事業として単独で採算を取るにはハードルが高いため、事業所の参入が非常に少なく、また参入しても撤退することもあります。事業所の参入を促すためには少しでも採算が取れるように行政からの上乗せの補助金や柔軟なモニタリング回数等の設定等の取り組みが必要です。

③相談員の質の確保と負担軽減

大津市内の多くの相談支援事業所が少人数の職場であるため、相談員が相談したいときに相談できる人が近くにいないことや、相談員の育成やスキルアップに関しても事業所単位では取り組みに限界があります。自立支援協議会では人材育成部会を立ち上げて、相談支援向けのスキルアップ研修を毎月開催、及び相談支援事業所が集まり課題等を協議する連絡会を毎月開催して対応していますが、相談員のスキルアップや負担軽減のためには OJT を受けられる機会確保や困ったときにスーパーバイズを受けられるシステムが必要です。そのためには基幹相談支援センターを設置して、人材育成やスーパーバイズを専任で行うことができる相談員を配置することが求められています。「相談員がアドバイスを求められる機関がほしい」という意見は、平成 27 年 8 月 10 日に実施された大津市障害者自立支援協議会主催の相談支援体制を考える検討会の意見交換の中でも多く出されました。

④委託と指定特定の役割分担

指定特定の相談支援事業所が大津市内は増えない為、委託の相談支援事業所がサービス等利用計画の多くを担っていますが、委託相談支援事業所は本来の役割としては計画作成の範疇では対応困難な人の支援やアウトリーチやソーシャルワークやコミュニティワーク等を行っていく必要があります。そのために件数に縛られない委託費が出ています。そういう意味では、委託と指定特定の役割分担を今一度整理して明確にしておく必要があります。また、相談支援活動からみえてきた地域課題を解決していくためのコーディネートをしていくためには専念できる人員体制が必要であり、そのために基幹相談支援センターの設置が有効であるかと思われます。

⑤認定調査員の確保

大津圏域では認定調査の多くも委託の相談支援事業所で担っています。相談支援専門員が調査をすることは、事業所にとってインテークやアセスメントのきっかけになり、利用者にとっても質の高い調査の実施やサービス利用の相談も合わせて出来る等のメリットがあります。反面、聞き取りから調査票の完成までには多くの時間を取られてしまい、本来すべき相談業務にも支障がでています。相談支援事業所からも普段関わりのない利用者の認定調査は相談員以外の認定調査員でももらえないかという話が出ています。

2. 提言の内容

- ① 委託と指定特定で相談員の役割を明確化する。具体的には委託の相談支援事業所の担当相談員は困難ケースの対応やアウトリーチ及びソーシャルワークの業務を中心にを行い、サービス等利用計画の作成は困難ケース等を除いて、指定特定の担当相談員に引き継いでいく。
- ② 計画の質の担保と向上のために相談員一人あたりの計画作成人数及び件数に上限を設定する。具体的に

指定特定の相談員は一人あたりの計画の作成人数は年間で 50 人に設定する。

- ③ 平成 28 年度末までにサービス等利用計画が必要な人全員の作成ができるように必要な相談員を確保する。具体的には単純計算で相談員一人当たり 50 人分の作成で計算すると大津圏域で約 44 人の相談員の確保が必要である。確保に向けて大津圏域の相談支援専門員の資格を持っている支援者がいる事業所に指定特定の相談支援事業所の立ち上げを行政から積極的に働きかける。また、他圏域では指定特定の相談支援事業所の参入を促すために補助金を出している自治体もある。大津市でも指定特定の相談支援事業所の参入と安定した運営を図るために、一定の作成件数を行うことを条件に運営補助の名目で補助金を出すことを検討する。具体的には補助員の配置のために出ている補助金を相談員の確保等にも柔軟に利用できるように検討する。
- ④ 相談支援専門員の人材育成とスーパーバイズ及び地域資源の開発や改善の対応を行う機能として基幹相談支援センター（資料③）を平成 28 年度末目標に大津市に最低 1 か所は設置。専任で対応できる一定の経験を持った相談支援専門員を複数配置する。また、将来的には委託相談支援事業所の再編も視野に入れながら、大津市内での複数箇所の設置を目指す。
- ⑤ 相談支援事業所以外での認定調査員の確保を行政中心で検討する。

3. おわりに

現状の大津圏域の相談支援事業所の体制では個別給付で行う計画相談の達成も地域生活支援事業で行う障害者相談支援事業の活動を十分に行うことも困難です。今回の提言が少しでも実現することで、相談支援の体制が拡充され、法律を守り、市民からのニーズに対して十分に伝えていけたらと思います。

* プロジェクト会議等の実施状況

年月日	主たる討論
平成 27 年 5 月 21 日	大津市内の相談支援の現状と課題に関して共有。
平成 27 年 6 月 12 日	相談支援のプロジェクトの進め方に関して検討。
平成 27 年 7 月 14 日	基幹相談支援センターを立ち上げたステップアップ 21 を訪問して、湖東圏域の相談支援の状況や基幹の設置や役割に関して聞き取りに行く。
平成 27 年 8 月 10 日	大津の相談支援体制に関する意見交換会を開催。
平成 27 年 9 月 1 日	提言書作成に向けての検討。

* プロジェクト会議委員会名簿

所属	名前
大津市障害福祉課	上田
生活支援センター	松岡
オアシスの郷	種村
みゆう	坂本

平成27年8月までの計画相談実績

(資料①)

- ※1 平成27年7月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
 - ※2 平成27年7月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数を含む。）
 - ※3 平成27年7月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
 - ※4 平成27年7月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
- なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分					児童福祉法分				
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	bのうちセルフプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	dのうちセルフプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
	(合計)	1,973	1,440	141	203	73.0%	320	281	5	25	87.8%
1	大津市	1,973	1,440	141	203	73.0%	320	281	5	25	87.8%

(資料②)

大津市内の相談員及び補助員の人数

相談員として従事している人数	33
(そのうち相談支援専門員の数)	22
補助員の数	6

大津市内の委託相談支援事業所別の人数

事業所名	木戸	ひびき	オアシスの郷	支援センター	いるか	やすらぎ	じゅぶ	みゆう	合計
相談員	1	3	5	7	2	5	1.5	3	27.5
(相談支援専門員)	1	3	2	5	2	1	1	3	18
補助員		1	1	1		1		1	5

大津市内の指定特定相談支援事業所別の人数

事業所名	働き教育	ブリッジ	やまびこ	ひなた	あかねぐも	合計
相談員	1	2	2	1	1	7
(相談支援専門員)	1	1	2	1	1	6
補助員					1	1

(資料③)

基幹相談支援センターの概要

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、①障がい者相談支援事業、②成年後見制度利用支援事業、③障がい者への必要な情報提供、調査・社会診断、助言指導等を総合的に行う施設

設置主体・設置方法

- 設置主体は市町村。但し、一般・特定相談支援事業者に委託可能。
- 市町村単独又は複数市町村による共同設置可能。

業務内容

- 総合的・専門的な相談支援の実施
 - 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援、専門的な相談支援の実施。
- 地域の相談支援体制強化の取り組み
 - 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言。
 - 地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等)
 - 地域の相談機関(相談支援事業者、障がい者相談員、民生委員、高齢者・児童、保健・医療、教育・就労等の相談機関)との連携強化の取り組み(連携会議の開催等)
- 地域移行・地域定着促進の取り組み
 - 障がい者支援施設、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発。
 - 地域生活を支えるための支援体制に係るコーディネート
- 権利擁護・虐待の防止
 - 成年後見制度利用支援事業の実施
 - 障がい者等に対する虐待を防止するための取り組み

人員体制

- 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置。

※運営費は、市町村の一般財源(交付税)+計画相談支援給付費+地域相談支援給付費+市町村地域生活支援国庫補助金(基幹相談支援センター等機能強化事業等)

